障 発 0226 第 6 号 平成 30 年 2 月 26 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )

「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」 の一部改正について

身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号「身体障害者障害程度等級表」については、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「身体障害認定基準」により取り扱っているところであるが、今般、身体障害認定基準の一部を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺漏なきよう願いたい。

なお、改正内容につき、平成30年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に 規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合について は、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく 技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。 ○ 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(変更点は下線部)

	(交叉がは)が印。
新	旧
別紙	別紙
身体障害認定基準	身体障害認定基準
第 1 (略)	第 1 (略)
第2 個別事項	第2 個別事項
一~四 (略)	一~四 (略)
五の機能障害	五の機能障害
1 (略)	1 (略)
2 じん臓機能障害	2 じん臓機能障害
(1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性	(1) 等級表1級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性
クレアチニンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチニ	クレアチニンクリアランス値が 10ml/分未満、又は血清クレアチニ
ン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身辺の日常生活活	ン濃度が 8.0mg/dl 以上であって、かつ、自己の身辺の日常生活活
動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要と	動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要と
するもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。	するもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるものをいう。
(2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性	(2) 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性
クレアチニンクリアランス値が 10ml/分以上、20ml/分未満、又は	クレアチニンクリアランス値が 10ml/分以上、20ml/分未満、又は
血清クレアチニン濃度が 5.0mg/dl 以上、8.0mg/dl 未満であって、	血清クレアチニン濃度が 5.0mg/dl 以上、8.0mg/dl 未満であって、
かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、そ	かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、そ
れ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の	れ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の
所見があるものをいう。	所見があるものをいう。
a じん不全に基づく末梢神経症	a じん不全に基づく末梢神経症
b じん不全に基づく消化器症状	b じん不全に基づく消化器症状
c 水分電解質異常	c 水分電解質異常
d じん不全に基づく精神異常	d じん不全に基づく精神異常
e エックス線写真所見における骨異栄養症	e エックス線写真所見における骨異栄養症
f じん性貧血	f じん性貧血
g 代謝性アシドーシス	g 代謝性アシドーシス
h 重篤な高血圧症	h 重篤な高血圧症

- i じん疾患に直接関連するその他の症状
- (3) 等級表 4級に該当する障害はじん機能検査において、内因性クレアチニンクリアランス値が 20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 3.0mg/dl 以上、5.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は(2)の a から i までのうちいずれか 2 つ以上の所見のあるものをいう。
- (4) じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態で判定するものである。
- (注9) eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR(単位はm1/分/1.73 m²)が10以上20 未満のときは4級相当の異常、10未満のときは3級相当の異常と取り扱うことも可能とする。
- (注 10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の 実施前の状態で判定するものである。

3~7 (略)

六 (略)

- i じん疾患に直接関連するその他の症状
- (3) 等級表 4級に該当する障害はじん機能検査において、内因性クレアチニンクリアランス値が 20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が 3.0mg/dl 以上、5.0mg/dl 未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は(2)の a から i までのうちいずれか 2 つ以上の所見のあるものをいう。
- (4) じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態で判定するものである。
- (注9) 内因性クレアチニンクリアランス値については、満 12 歳を超 える者に適用することを要しないものとする。
- (注 10) 慢性透析療法を実施している者の障害の判定は、当該療法の 実施前の状態で判定するものである。

 $3\sim7$  (略)

六 (略)

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課長 (公印省略)

「身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について」の一部改正について

身体障害認定基準については、「「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」の一部改正について」(平成30年2月26日障発0226第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によりその一部が改正されたところであるが、この身体障害認定基準の取扱いについて、「身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について」(平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)の別紙「身体障害認定要領」の一部を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきよう願いたい。

なお、改正内容につき、平成30年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。

○ 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について(平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長 通知)(抄)

(変更点は下線部)

新 別紙 身体障害認定要領

第1~第5 (略)

## 第6 じん臓機能障害

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的にじん臓機能の 著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要 な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

- (1) 「総括表」について
  - ア 「障害名」について

「じん臓機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

じん臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り 正確な名称を記載する。例えば単に「慢性腎炎」という記載に とどめることなく、「慢性糸球体腎炎」等のように種類の明ら かなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記 載する。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推 定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定 のうえで参考となる事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「じん臓の機能障害の状況及 び所見」の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要 である。

別紙

## 身体障害認定要領

旧

第1~第5 (略)

- 第6 じん臓機能障害
  - 1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的にじん臓機能の 著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要 な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

- 「総括表」について (1)
  - ア 「障害名」について

「じん臓機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

じん臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り 正確な名称を記載する。例えば単に「慢性腎炎」という記載に とどめることなく、「慢性糸球体腎炎」等のように種類の明ら かなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記 載する。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推 定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定 のうえで参考となる事項を詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「じん臓の機能障害の状況及 び所見 | の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要 である。

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特にじん臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。

- (2) 「じん臓の機能障害の状況及び所見」について
  - ア 「1 じん機能」について

障害程度の認定の指標には、内因性クレアチニンクリアランス値及び血清クレアチニン濃度が用いられるが、その他の項目についても必ず記載する。

なお、慢性透析療法を実施している者については、当該療法 実施直前の検査値を記入する。

イ 「3 臨床症状」について

項目のすべてについて症状の有無を記し、有の場合にはそれ を裏付ける所見を必ず記述する。

ウ 「4 現在までの治療内容」について

透析療法実施の要否、有無は、障害認定の重要な指標となるので、その経過、内容を明記する。また、じん移植術を行った者については、抗免疫療法の有無を記述する。

エ 「5 日常生活の制限による分類」について

日常生活の制限の程度(ア〜エ)は、診断書を発行する対象者の症状であって、諸検査値や臨床症状とともに障害程度を判定する際の重要な参考となるものであるので、該当項目を慎重に選ぶ。

日常生活の制限の程度と等級の関係は概ね次のとおりである。

ア……非該当

イ……4級相当

ウ……3級相当

エ……1級相当

- 2 障害程度の認定について
- (1) じん臓機能障害の認定は、じん機能を基本とし、日常生活の制

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特にじん臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。

- (2) 「じん臓の機能障害の状況及び所見」について
  - ア 「1 じん機能」について

障害程度の認定の指標には、内因性クレアチニンクリアランス値及び血清クレアチニン濃度が用いられるが、その他の項目についても必ず記載する。

なお、慢性透析療法を実施している者については、当該療法 実施直前の検査値を記入する。

イ 「3 臨床症状」について

項目のすべてについて症状の有無を記し、有の場合にはそれを裏付ける所見を必ず記述する。

ウ 「4 現在までの治療内容」について

透析療法実施の要否、有無は、障害認定の重要な指標となるので、その経過、内容を明記する。また、じん移植術を行った者については、抗免疫療法の有無を記述する。

エ 「5 日常生活の制限による分類」について

日常生活の制限の程度(ア〜エ)は、診断書を発行する対象者の症状であって、諸検査値や臨床症状とともに障害程度を判定する際の重要な参考となるものであるので、該当項目を慎重に選ぶ。

日常生活の制限の程度と等級の関係は概ね次のとおりである。

ア……非該当

イ……4級相当

ウ……3級相当

工……1級相当

- 2 障害程度の認定について
- (1) じん臓機能障害の認定は、じん機能を基本とし、日常生活の制

限の程度、又はじん不全に基づく臨床症状、治療の状況によって行うものである。

- (2)eGFR(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR(単位は m1/分/1.73 m²)が 10 以上 20未満のときは4級相当の異常、10 未満のときは3級相当の異常と取り扱うことも可能とする。
- (3) 慢性透析療法を実施している者の障害程度の認定は、透析療法 実施直前の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような 状態で得られたものかどうかを確認すること。
- (4) じん移植術を行った者の障害程度の認定は抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認すること。
- (5) じん機能検査、臨床症状と日常生活の制限の程度との間に極端 な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必 要がある。

第7~第11 (略)

表 1 ~表 2 (略)

限の程度、又はじん不全に基づく臨床症状、治療の状況によって行うものである。

- (2) 満12歳未満の者については、じん機能のうち、内因性クレアチニンクリアランス値あるいは血清クレアチニン濃度のいずれかが認定基準に該当すれば認定できるが、満12歳以上の者については、血清クレアチニン濃度が認定基準に該当しなければ、認定はできない。
- (3) 慢性透析療法を実施している者の障害程度の認定は、透析療法 実施直前の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような 状態で得られたものかどうかを確認すること。
- (4) じん移植術を行った者の障害程度の認定は抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものであるので、諸検査値等がそのような状態で得られたものかどうかを確認すること。
- (5) じん機能検査、臨床症状と日常生活の制限の程度との間に極端 な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必 要がある。

第7~第11 (略)

表 $1 \sim$ 表2 (略)

障 企 発 0226第 3 号 平 成 30年 2 月 26日

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課長 ( 公 印 省 略 )

「身体障害認定基準等取扱いに関する疑義について」の一部改正について

今般、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」(平成15年2月27日障企 発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)の別紙の一部を別添の とおり改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸 機関への周知等その取扱いに遺漏なきよう願いたい。

なお、改正内容につき、平成30年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に 規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従 前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。

○ 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について(平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働 省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)(抄)

(変更点は下線部) ĺΗ 新 別紙 別紙 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義につい | 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義につい 7 7 [総括事項] ~[心臓機能障害] (略) 「総括事項」~「心臓機能障害」 (略) 「じん臓機能障害] 「じん臓機能障害] (略) 1 (略) (質疑) (質疑) 2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん機能を 2. 血清クレアチニン濃度に着目してじん機能を判 判定できるのは、主として慢性腎不全によるもの 定できるのは、主として慢性腎不全によるものであ であり、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチ り、糖尿病性じん症の場合は、血清クレアチニン濃 ニン濃度が8mg/dl未満であっても自己の身辺の 度が8mg/dl未満であっても自己の身辺の日常生活 日常生活活動が極度に制限される場合があるが、 活動が極度に制限される場合があるが、この場合の この場合の等級判定はどのように取り扱うのか。 等級判定はどのように取り扱うのか。 (回答) (回答) 糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因に 糖尿病性じん症等、じん臓機能障害以外の要因によ よって活動能力が制限されている場合であっても って活動能力が制限されている場合であっても、認 定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8mg/dl 、認定基準のとおり、血清クレアチニン濃度が8 mg/dlを超えるもの又は内因性クレアチニンクリ を超えるものでなければ1級として認定すること アランス値が 1 0 ml/分未満<u>のもの</u>でなければ 1 は適当ではない。 級として認定することは適当ではない。 (略) (略) 3 3 (略) (略) 4 4 「呼吸器機能障害]~[肝臓機能障害] 「呼吸器機能障害]~「肝臓機能障害] (略) (略)